資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十九億六千七百七十三万二千九百八十七円減少し、四億九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十一月十四日であり、株主総会の決議は平成二十五年十月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.cci.co.jp

平成二十五年十月八日

東京都港区東新橋二丁目一四番一号

株式会社サイバー・コミュニケーションズ

代表取締役社長　新澤　明男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百十万円減少し、九百九十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十月八日

富山市桜木町一一番二号

トミハイ有限会社

代表取締役　佐伯　知徳

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三百億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月二十二日

掲載頁　五十五頁（号外第八十六号）

平成二十五年十月八日

東京都港区赤坂五丁目二番二〇号

日本GE株式会社

代表取締役　マーク・ノーボン

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月八日

茨城県古河市桜町一六番一六号

カワベ産業株式会社

代表取締役　津葉本博栄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月八日

茨城県つくば市苅間字西向一二一九番地

（茨城県つくば市学園南D二十五街区一）

CYBERDYNE株式会社

代表取締役　山海　嘉之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月八日

東京都江東区亀戸一丁目二九番一三号

日新電子工業株式会社

代表取締役　穐山　勝人

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月八日

富山県黒部市岡三六二番地の一四

北星ゴム工業株式会社

代表取締役　米屋　慎一

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十一月十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十月八日

愛知県常滑市市場町一丁目十五番地

常滑建設株式会社

代表取締役　藤井　稔子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である伊藤之誉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年十月八日

英領ヴァージン諸島、トートラ、ロード・タウン、トライデント・チェンバーズ、私書箱一四六

日本における営業所　埼玉県秩父郡小鹿野町日尾一二三一番地一

iPSTAR Company Limited

日本における代表者　伊藤　之誉

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である岩尾理恵が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年十月八日

アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市カピオラニ大通り二四九九番地二三〇一号室

東京都世田谷区深沢一丁目二四番一四号

PRECES LLC

日本における代表者　岩尾　理恵

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である曽我正博が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月八日

横浜市港北区日吉本町二丁目三一番二―六一二号

SGSファー・イースト・リミテッド

日本における代表者　曽我　正博

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市港区十一屋二丁目一〇二番地二、最後の住所愛知県名古屋市港区善進町八丁目三五番地の一　A棟二号

被相続人　亡　酒井すず子

右被相続人は平成二十四年十一月三日死亡し、その相続人は平成二十五年九月二十五日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がない時は弁済から除斥します。

平成二十五年十月八日

大分県大分市千代町二丁目一番四号丸ビル三階工藤法律事務所内

相続財産管理人川野豊子

代理人弁護士　永澤　史貴

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年十一月八日をもって投資運用業及び投資助言・代理業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに投資運用業及び投資助言代理業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年十月八日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一七号神谷町プライムプレイス三階

ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン株式会社

代表取締役　天本　祐爾

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年十月十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年十月八日

福岡県福岡市中央区大手門二丁目一番一〇号

西鉄不動産株式会社

代表取締役　徳永　陽一

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一二一	上	八	策九十二条	第九十二条

平成二十五年九月十一日（号外第百九十九号）官庁報告欄官庁事項の部（平成二十五年度第一・四半期国庫の状況（内閣））（印刷誤り）

一二五	下	三	国庫	国債

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月八日付第二一九号六四

◉付録　九月官報目録一六ページ

ページ●同日付政府調達第一八九号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）